

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成29年6月1日(2017.6.1)

【公表番号】特表2016-529760(P2016-529760A)

【公表日】平成28年9月23日(2016.9.23)

【年通号数】公開・登録公報2016-056

【出願番号】特願2016-518550(P2016-518550)

【国際特許分類】

H 04 B 1/40 (2015.01)

H 01 Q 1/24 (2006.01)

H 04 B 1/18 (2006.01)

H 04 B 1/00 (2006.01)

【F I】

H 04 B 1/40

H 01 Q 1/24 Z

H 04 B 1/18 C

H 04 B 1/00 2 5 3

【手続補正書】

【提出日】平成29年4月13日(2017.4.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

無線通信ネットワーク内で動作する携帯通信デバイスによりカバーされる周波数範囲を決定する手段と、

アンテナが受動的に同調される1つ以上の指定された周波数範囲が、または前記指定された周波数範囲とは異なる1つ以上の周波数範囲が、アクティブチューナと組み合わされた前記アンテナによるカバー範囲として選択されるように、少なくとも一つの受動素子を使って前記1つ以上の指定された周波数範囲に受動的に同調される前記アンテナと前記アクティブチューナとの間の1つ以上の接続を制御する手段と、
を備える、装置。

【請求項2】

前記接続を制御することは、前記チューナを前記アンテナから電気的に絶縁することを更に含む、請求項1に記載の装置。

【請求項3】

前記チューナを前記アンテナから絶縁することは、前記アンテナを前記チューナから切断すること、もしくは前記チューナをグランドに接続すること、またはこの両方を含む、請求項2に記載の装置。

【請求項4】

前記チューナを前記アンテナから絶縁することは、電力を前記チューナから取り除くことを含む、請求項3に記載の装置。

【請求項5】

前記接続を制御する手段は、前記チューナが送信機または受信機および前記アンテナと直列またはシャント接続されるように、少なくとも1つの接続を設定するように構成される、請求項1に記載の装置。

【請求項 6】

カバーされる周波数範囲を決定する前記手段は、キャリアアグリゲーションを用いて前記携帯通信デバイスを少なくとも1つの基地局に接続するときに、前記アンテナの前記受動的に同調される周波数範囲を用いてカバー範囲を構成するようにされる、請求項1に記載の装置。

【請求項 7】

カバーされる周波数範囲を決定する前記手段は、少なくとも1つの基地局への前記携帯通信デバイスの接続時に、前記アンテナの前記受動的に同調される周波数範囲を用いてカバー範囲を構成するようにされ、前記接続は複数の通信プロトコルを規定する、請求項1に記載の装置。

【請求項 8】

無線通信ネットワーク内で動作する携帯通信デバイスによりカバーされる周波数範囲を決定することと、

アンテナが受動的に同調される1つ以上の指定された周波数範囲が、または前記指定された周波数範囲とは異なる1つ以上の周波数範囲が、アクティブチューナと組み合わされた前記アンテナによるカバー範囲として選択されるように、少なくとも一つの受動素子を使って前記1つ以上の指定された周波数範囲に受動的に同調される前記アンテナと前記アクティブチューナとの間の1つ以上の接続を制御することと、
を含む方法。

【請求項 9】

前記接続を制御することは、前記チューナを前記アンテナから絶縁することを更に含む、請求項8に記載の方法。

【請求項 10】

前記チューナを前記アンテナから絶縁することは、前記コンピュータを切断すること、もしくは前記チューナをグランドに接続すること、またはこの両方を含む、請求項9に記載の方法。

【請求項 11】

前記チューナを前記アンテナから絶縁することは、電力を前記アンテナから取り除くことを含む、請求項10に記載の方法。

【請求項 12】

前記接続を制御することは、前記チューナが送信機または受信機および前記アンテナと直列またはシャント接続されるように、少なくとも1つの接続を設定することを含む、請求項8に記載の方法。

【請求項 13】

カバーされる前記周波数範囲を決定することは、キャリアアグリゲーションを用いて前記携帯通信デバイスを少なくとも1つの基地局に接続するときに、前記アンテナの前記受動的に同調される周波数範囲に比べより広い周波数範囲をカバー範囲として特定することを含む、請求項8に記載の方法。あ

【請求項 14】

カバーされる前記周波数範囲を決定することは、キャリアアグリゲーションを用いて前記携帯通信デバイスを少なくとも1つの基地局に接続するときに、前記アンテナの前記受動的に同調される周波数範囲に比べより広い周波数範囲をカバー範囲として特定することを含み、前記接続は複数の通信プロトコルを規定する、請求項8に記載の方法。

【請求項 15】

装置の処理手段に実行されることにより、前記装置に、請求項8から14のいずれかに記載の方法を遂行させるように構成されるプログラム命令を備える、コンピュータプログラム。

【請求項 16】

処理手段及び記憶手段を備える装置であって、前記記憶手段はプログラム命令を格納し、前記プログラム命令は、前記処理手段に実行されることにより、前記装置に、請求項8

から 1 4 のいずれかに記載の方法を遂行させるように構成される、装置。

【請求項 1 7】

請求項 1 から 7 及び 1 6 のいずれか 1 項に記載の装置を備える、携帯通信デバイス。